

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
東亜道路工業 株式会社	東京都港区六本木7-3-7	

2. 指名停止措置期間 令和元年9月3日 ~ 令和元年12月2日 (3箇月間)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

### 4. 事実概要

東亜道路工業(株)は、他社と共同して、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引き上げ額又は当該価格を維持すること等を決定していたことが、独占禁止法第3条に違反する行為であるとして、令和元年6月20日、公正取引委員会から公表された。

また、他社と共同してアスファルト合材の販売価格を引き上げるなど、当該資材の販売分野における競争を実質的に制限したことが、独占禁止法第3条に違反する行為であるとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から公表された。

### 5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第5号に該当する。

#### <笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 前項に掲げる場合のほか、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	3箇月

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)